

「一般国道 33 号松山外環状道路インター線改築工事の補償金の算定に係る資料のうち、登記完了証、公共事業用資産の買取り等の申出証明書、公共事業用資産の買取り等の証明書の中にある〇〇氏の情報」非開示決定

第 1 審査会の結論

令和 2 年 10 月 9 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、令和 2 年 9 月 28 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「一般国道 33 号松山外環状道路インター線改築工事の補償金の算定に係る資料のうち、登記完了証（以下「文書 1」という。）、公共事業用資産の買取り等の申出証明書（以下「文書 2」という。）、公共事業用資産の買取り等の証明書（以下「文書 3」という。）の中にある〇〇氏の情報」について個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対し、文書 1、文書 2 及び文書 3（以下「本件公文書」という。）について、保存期間満了のため文書不存在であるとして、令和 2 年 10 月 9 日付で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 2 年 12 月 28 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 個人情報非開示決定に係る個人情報の内容

審査請求人が非開示決定の取消しを求める個人情報は、一般国道 33 号松山外環状道路インター線改築工事の補償金の算定に係る資料のうち、本件公文書の中にある〇〇氏の情報（以下「本件個人情報」という。）である。

2 本件個人情報非開示とした理由

本件で対象となる本件公文書は、保存期間満了による文書不存在のため、条例第 23 条第 2 項に該当することから、非開示とした。

(1) 文書 1 について

文書 1 は、法務局が県による事業予定地に係る嘱託登記申請が完了したことを通知するものであるが、開示請求時点においては、保存していない。

(2) 文書 2 及び文書 3 について

文書 2 及び文書 3 は、対象者が公共事業のために土地を譲渡した場合、当該譲渡所得について、租税特別措置法に基づく収用交換等の特別控除の特例を受けるために、公共事業施行者（県）が発行するものであるが、当該証明書の控えや発行に関する公文書は、契約書などと異なり、開示請求時点においては、保存していない。

第 4 審査請求の内容

1 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

平成 17 年 7 月松山外環状道路の交渉記録、平成 17 年 6 月立竹調査表などの古い書類、書面や重要書類の買取り契約書が残っているのに、なぜ開示請求した重要書類が残っていないのか。

2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

登記関係書類は 30 年間保存と決まっているのに、なぜ不存在なのか。

数十年前の廃材廃棄費用の計算書、運搬費用、運搬先の地図、大量のムダな文章、地図が残っているのに、なぜ文書 2、文書 3 の重要書類が残っていないのか。

契約書も交渉記録、立木調査他残っているのに、もらったのは契約書、愛媛県用、松山市用、他に契約書以外に引渡変更届願も一緒にもらったのに、文書 2、文書 3 がないのか。原本はないのか。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている個人情報は、一般国道 33 号松山外環状道路インター線改築工事の補償金の算定に係る資料のうち、本件公文書の中に記載された審査請求人の個人情報である。

また、本件処分において、実施機関が非開示とした理由は、本件公文書が保存期間満了による文書不存在のためであり、条例第 23 条第 2 項の規定に基づき、非開示の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、登記関係書類は 30 年間保存と決まっているのに、なぜ文書不存在なのか。他の古い書類や大量の無駄な書類等が残っているのに、なぜ本件公文書のような重要書類が残っていないのか納得できないとして、本件処分の取消しを求め

ているところであり、以下、本件公文書の不存在を理由とする実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 公文書の管理について

実施機関の説明によると、県における公文書の保存や廃棄などの文書管理は、愛媛県文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）に基づき行われている。

当審査会において、文書管理規程を見分したところ、公文書の保存や廃棄に関する規定の概要は次のとおりとなっている。

- 事案の処理が完結した公文書は、完結した日の属する年度の翌年度末まで、主務課の事務室等において保管しなければならない。
 - 公文書の保存期間の種別は長期、10年、5年、3年、1年とし、保存期間は文書保存期間基準に基づき主務課長が決定する。
 - 保存期間の起算日は、処理が完結した日の属する年度の翌年度の4月1日とする。
 - 保管期間が経過した公文書は、1年保存文書を除き、文書主管課長等に引き継がなければならない。
 - 保管期間が経過した公文書のうち、執務上特に必要があるもの（以下「特例保管文書」という。）は、主務課において保管することができる。
 - 保存期間が満了した公文書は、廃棄しなければならない。
- なお、本件公文書に係る文書保存期間基準は次のとおりである。

保存期間	基 準
長 期	通知、進達、申請、届出、報告等の文書で将来の例証となるもののうち特に重要な文書
10 年	通知、進達、申請、届出、報告等の文書で将来の例証となるもののうち重要な文書
5 年	通知、進達、申請、届出、報告、復命等の文書
3 年	通知、進達、申請、届出、報告、復命等の文書で軽易なもの
1 年	通知、進達、申請、届出、報告、復命等の文書で特に軽易なもの

(2) 本件公文書の保存期間について

当審査会が、実施機関に本件公文書の保存期間について確認したところ、次のとおりであった。

ア 文書1について

文書1は、不動産登記規則第181条に基づき、法務局から申請者である県に対し、申請した登記が完了したことを証明する文書として交付されているものであり、当該所有権移転登記は平成18年10月に行っていることから、同時期に法務局から実施機関に交付されたものと思われる。

登記が完了したことを通知するもので、所有権移転など権利関係を証明するものではなく、実施機関が登記完了を知った時点でその役割を終え、それ以降は保存しておく必要性が低いため、文書保存期間基準の「特に軽易なもの」に該当すると判断し、保存期間は1年としている。

イ 文書 2 及び文書 3 について

文書 2 及び文書 3 は、起業者である県が、被買収者に対して交付するもので、被買収者は、公共事業で土地を県に譲渡した場合の譲渡所得について、租税特別措置法により、課税の特例が設けられており、買収された年の翌年の納税申告時に、確定申告書に文書 2 及び文書 3 を添付して申告することによって、特別控除が受けられるものである。

実施機関では文書 2 及び文書 3 を四半期ごとに作成していることから、平成 18 年 8 月の当該用地買収に係る文書 2 及び文書 3 は、平成 18 年 10 月頃に作成され、平成 19 年 1 月に土地売買契約書とともに審査請求人に交付したものである。

用地補償金の支払いは、買収（契約）された年度に前払金を、買収された翌年度（契約繰越）に建物等の移転完了後、残金を支払うことで完了するが、被買収者の納税申告期間である 2 年を経過した後は、文書 2 及び文書 3 の控えを保存する必要性は低いいため、文書保存期間基準の「軽易なもの」に該当すると判断し、保存期間は 3 年としている。

(3) 本件公文書の保存及び廃棄について

当審査会が実施機関に本件公文書の保存及び廃棄の経緯について確認したところ、次のとおりであった。

本件公文書について、文書管理の経緯を明示的に証明する文書等は存在しないため、保存及び廃棄の事実や時期を明示することはできないが、現在も同種の公文書については、1 年保存文書又は 3 年保存の特例保管文書として実施機関の事務室等にて保存又は保管し、保存期間満了後に廃棄していること。そして、現に実施機関において事務室等を複数回調査したが、本件公文書の存在を確認できないことから、文書 1 については 1 年保存文書として、処理が完結した翌年度である平成 19 年度の 1 年間保存し、文書 2 及び文書 3 については 3 年保存の特例保管文書として、処理が完結した翌年度である平成 19 年度から平成 21 年度末までの 3 年間保存し、それぞれ保存期間満了後に廃棄されたものと推定される。

(4) 本件公文書の不存在について

本件公文書について、実施機関が定めた保存期間には合理的理由が認められる。

また、保存及び廃棄の経緯を証明する文書等はないものの、現在の同種の公文書の保存及び廃棄の取り扱い状況や、現に実施機関が複数回調査するも本件公文書の存在を確認できないことを踏まえ、本件公文書は、文書管理規程に基づき定められた期間保存した後、廃棄されたとする実施機関の説明には不合理や不自然な点は認められないことから、本件公文書は、本件開示請求があった時点においては、保存期間が満了しており、すでに廃棄されていたと考えることが相当である。

よって、実施機関が保存期間満了による本件公文書の不存在を理由として行った本件処分に不合理な点はなく、妥当であると判断される。

(5) 登記関係書類の保存期間に関する審査請求人の主張について

審査請求人が、登記関係書類は 30 年間保存と決まっていると主張していることについて、実施機関の説明によると、不動産登記規則第 28 条に法務局での登記記録の保存期間が 30 年間と規定されており、それを根拠とした主張と推測されるが、県にはそのような規定はないとのことであり、審査請求人の当該主張は本件公文書に適用される

ものではないと認められる。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 8月 24日	諮問
令和3年 9月 16日	審査会（第1回審議）
令和3年 11月 16日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	